

成城大学データサイエンス教育研究センター自己点検・評価規程

(目的)

第1条 この規程は、成城大学自己点検・評価規程第2条第2項及び第4条から第7条までにに基づき、成城大学データサイエンス教育研究センター（以下「センター」という。）における自己点検・評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 センターに自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げることを任務とする。

- (1) 自己点検・評価の実施計画の立案に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価報告書の作成に関すること。
- (4) 成城大学全学自己点検・評価委員会（以下「全学自己点検・評価委員会」という。）との連絡・調整に関すること。
- (5) その他自己点検・評価に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) 大学事務局長
- (4) 総務課長
- (5) センター長が必要と認めた者

2 第1項第5号の委員の任期は、2年以下としセンター長が定める。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

6 委員長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(点検・評価結果の報告)

第5条 委員会は、自己点検・評価の結果又はその進捗状況をセンター委員会及び全学共通教育運営協議会に報告し、全学自己点検・評価委員会へ報告することの了承を得るものとする。ただし、全学共通教育運営協議会に報告する自己点検・評価の結果又はその進捗状況は、成城大学全学共通教育運営協議会規則第2条及び第3条に規定する事項とする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び自己点検・評価の実施等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、センター委員会の議を経て、センター長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。